

# 新型コロナウイルス感染予防対策を実施した 生活必需品を扱う事業所に 補助金を交付します

佐野市では、新型コロナウイルスの感染症が拡大するなか、市民の安定的な生活の確保のために営業を続けなくてはならない食料品等の生活必需品を扱う事業所を支援するため、次のとおり感染予防対策の実施に要する経費を補助する「佐野市事業所等新型コロナウイルス感染症予防対策費補助金」を創設しました。

## 【支援内容】

1 補助金名	佐野市事業所等新型コロナウイルス感染症予防対策費補助金
2 補助金額	○ 個人事業主 5万円 ○ 法人事業者 10万円 ※上記の区分に応じ、事業所単位で定額を補助します。
3 対象経費	新型コロナウイルス感染症の予防対策に要する費用 例：窓口仕切り等の設置、来客入場制限のための誘導員配置、列間隔の確保対策、消毒液設置、定期的な消毒作業、感染防止対策のポスター・のぼり旗等の設置 など（※上記の例から複数の対策を実施してください。）
4 対象事業者	市民生活における安定的な生活確保に必要な事業所等のうち、次の事業者が対象となります。 〔 ・ 卸売市場 ・ 食料品売場 ・ コンビニエンスストア ・ 百貨店（生活必需品売場） ・ スーパーマーケット ・ ホームセンター・ショッピングモール（生活必需品売場） ・ その他（上記の事業所に類する事業所） 〕
5 補助要件	① 新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大された令和2年4月16日以前から引き続き市の区域内で事業活動を営んでいること。 ② 全ての市税に滞納がないこと。
6 申請期限等	予防対策を行った日から6月以内（1回限り）

※詳細な条件・内容等は、下記の佐野市ホームページでご確認ください。

<https://www.city.sano.lg.jp/jyuyonaoshirase/14220.html#jigyoushou>

【お問合せ】 佐野市産業文化部（産業立市推進課） TEL：0283-20-3040